

いじめ防止のための基本的な方針

泉南市立信達中学校

令和6年4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

泉南市では「泉南市子どもの権利に関する条例」が制定され、本市に生まれ育つすべての子どもが「生まれてきてよかった」と心から思えるそんな「子どもにやさしいまち」の実現を目指している。これに基づき、本校では「基本的人権を尊重し、人間性豊かな生徒を育成する」を教育目標の一つとしており、いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす重大な人権侵害事象であるという認識のもとに全教職員がいじめ行為はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、生徒を一人ひとりが多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという観点に立ち、教職員が一丸となって指導を徹底することが重要となる。

2 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

3 いじめ防止のための校内組織

(1) 名称：いじめ・不登校対策委員会

(2) 構成メンバー・・・校長 教頭 首席

生徒指導主事 教務主任 養護教諭 各学年主任
道徳教育推進教員 特別支援教育コーディネーター 人権担当
生徒会顧問主担当 当該学年生徒指導 当該学級担任
生徒支援コーディネーター 特別支援コーディネーター
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

(3) 役割（いじめに関して）

- ① いじめ防止のための基本的な方針の策定・見直し
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの相談・通報の窓口
- ④ いじめが起こった際の迅速な情報の収集と共有・記録、対応方針の決定、指導支援
- ⑤ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑥ 年間計画の企画と実施
- ⑦ 年間計画進捗のチェック
- ⑧ 各取組の有効性の検証

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

| 信達中学校 いじめ防止年間計画 | | | | |
|-----------------|--|--|--|--|
| | 1年 | 2年 | 3年 | 校務分掌等のごき |
| 4月 | 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 ふれあいデー | 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 | 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 修学旅行 | 第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認、問題行動 結果を共有) |
| 5月 | 家庭訪問 授業参観・学年懇談会 hyper-QU | 家庭訪問 授業参観・学年懇談会 hyper-QU | 家庭訪問 授業参観・学年懇談会 hyper-QU | P T A総会で「学校いじめ防 止基本方針」の趣旨説明 |
| 6月 | 教育相談 いじめアンケート実施 | 教育相談 職業体験学習 いじめアンケート実施 | 教育相談 いじめアンケート実施 | 各アンケートの集約 |
| 7月 | いのちの学習 学期末三者懇談会 | いのちの学習 学期末三者懇談会 | いのちの学習 学期末三者懇談会 | アンケート集約・聞き取り 第2回委員会(進捗確認) 学級集団づくり研修① |
| 9月 | 生徒への相談窓口周知 体育祭 | 生徒への相談窓口周知 体育祭 | 生徒への相談窓口周知 体育祭 | |
| 10月 | 教育相談 QU | 教育相談 QU | 教育相談 保育体験 QU | 第3回委員会(状況報告と取組 みの検証) アンケートの集約 |
| 11月 | 合唱コンクール 学校評価アンケート 教育相談 いじめアンケート実施 | 合唱コンクール 学校評価アンケート 教育相談 いじめアンケート実施 | 合唱コンクール 学校評価アンケート 教育相談 いじめアンケート実施 | アンケート集約・聞き取り |
| 12月 | 人権学習週間 学期末三者懇談会 | 人権学習週間 学期末三者懇談会 | 人権学習週間 学期末三者懇談会 | |
| 1月 | 生徒への相談窓口周知 校外学習 | 生徒への相談窓口周知 | 生徒への相談窓口周知 いじめアンケート実施 | 第4回委員会(年間取組み検 証、次年度基本方針の確認) アンケート集約・聞き取り |
| 2月 | 職業学習 いじめアンケート実施 | 修学旅行事前学習 (次年度5月まで) いじめアンケート実施 | | |
| 3月 | 職業講話 | | | |

5 取組状況の把握と検証 (P D C Aサイクルの在り方)

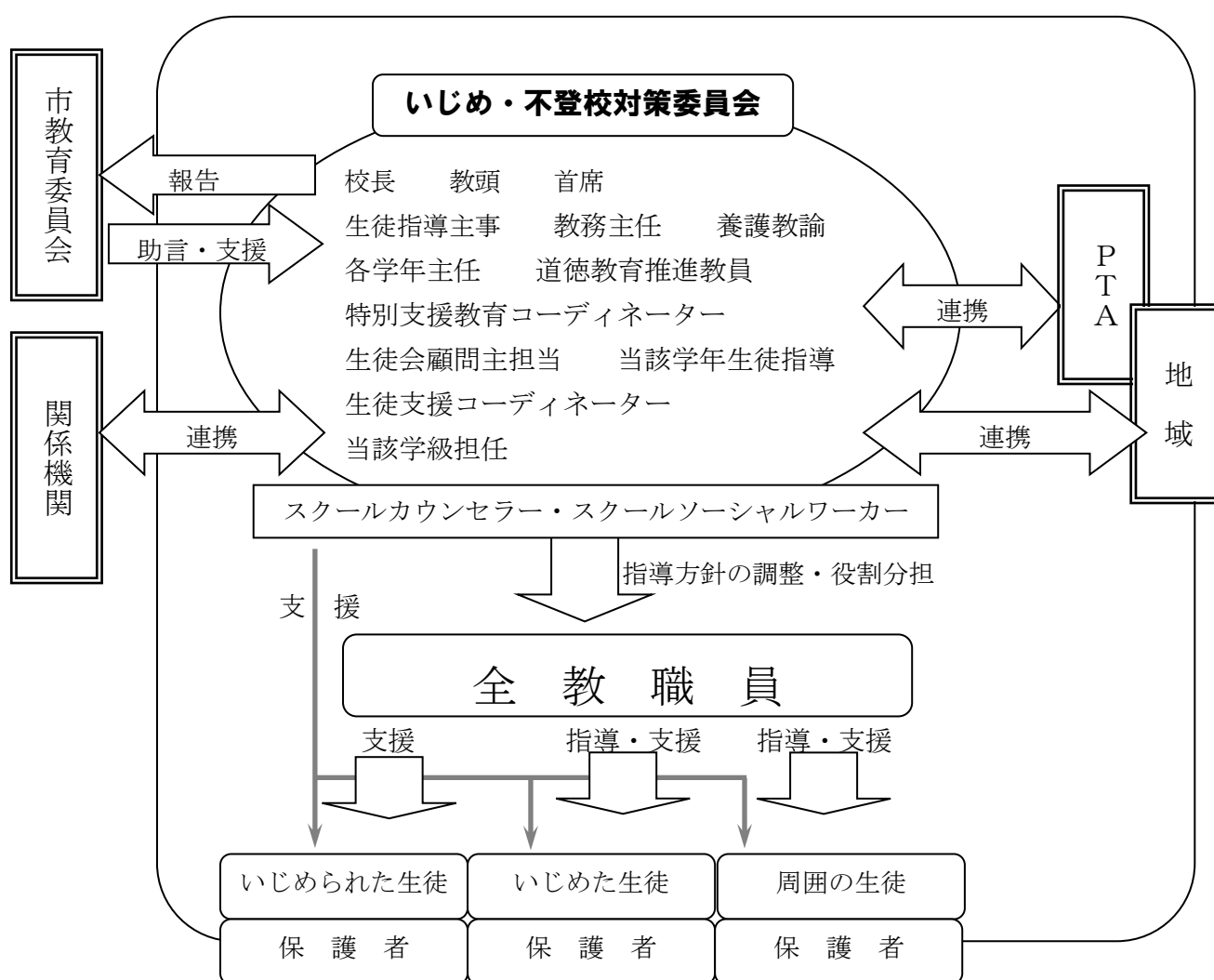
いじめ・不登校対策委員会は、年間4回開催する。4月には基本方針と年間計画の確認、前年度問題行動の把握、情報共有を行い、7・12月には進捗状況と各学期の問題行動及びいじめアンケートの検証を行う。2月には年間を通じての社会性測定尺度アンケート及びいじめアンケートの推移をもとに取り組みが有効であったか否か、校内組織における情報共有及び指導体制等について検証する。なお、同委員会において、必要に応じて適宜年間計画及び学校いじめ防止基本方針の見直し等を行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうるという視点にたち、より根本的ないじめ問題の克服のためにすべての生徒を対象とした未然防止に向けての取り組みを行い、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌、「いじめは決して許されない」という空気を醸成していく。具体的には人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、教育課程全般にわたって総合的に推進する必要がある。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図るためにストレスに適切に対処できる力を育てていくプログラムの導入や、日常から自己有用感や充実感を感じられる学校生活を送れるよう工夫も必要である。



2 いじめ防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

教職員に対して平素からいじめについての共通認識、理解を図るとともに学年職員を中心とした情報共有を密に行い、変化を見逃さないような体制を築いていく。生徒に対しては学級活動や集会等を通じて教職員が日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは決して許されない」とのメッセージを伝え、また生徒会活動においても関連した活動を行いいじめ防止についての啓発を行っていく。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動や総合的な学習、体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てられるよう、ディベートなどの言語活動を授業等でも積極的に導入していく。近年いじめが多様化しネットにおけるトラブルが増加傾向にある。教科の時間や総合的な学習の時間を利用して情報モラルの指導を行う。保護者にも入学式や保護者懇談会を利用してネットの危険性を理解してもらう。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には勉強や人間関係等のストレスが関わっていることをふまえ、授業についていけない焦りや劣等感など過度なストレスとならないよう、教員が校内外での研究授業や研修等を実施、参加しながら一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等での人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合の対処として、スポーツや読書、誰かに相談するなど適切に行うことができるようストレスマネジメントを総合的な学習の時間に導入していく。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒やまわりで見えたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものに他ならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化することに留意し、また障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる必要がある。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬がいじめにつながりやすい感情を減らすために、すべての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、体育祭や合唱コンクール等の学校行事をはじめ教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高められるよう努める。その際、本校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう、また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける工夫も行っていく。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法

現実のいじめ事象を反映した資料などの活用による道徳の充実 新聞報道等を活用した教材を通して規範意識を高めるとともに、学級内での班活動等を通じて集団の在り方を考えていく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

2 いじめ早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、生徒向けアンケートを行う。また担任を中心とした教育相談を1・2学期の中ごろをめどに実施し直接的な聞き取りを行うほかに日常から休み時間や放課後の雑談、学年職員室や保健室での様子等の教職員間での情報共有や教職員と生徒間での個人ノートや学級日誌でも交友関係や悩みを担任が主体となって把握していく。

(2) 家庭訪問や個別面談等を随時実施するほか、学校評価アンケートなど保護者向けアンケートを行う中で保護者とも密に連携して生徒を見守っていく。

(3) 生徒やその保護者と教職員が抵抗なくいじめに関して相談できるよう、校内での相談窓口として担任をはじめ学年教職員や養護教諭、スクールカウンセラーなどいじめ・不登校対策委員会に関係するすべての教職員のほかにも、泉南市教育相談室、大阪府すこやか教育相談などの外部機関の周知を行っていく。

(4) 相談体制の告知については集会、学級活動等での告知のほかに文書等で広く周知をしていく。また学校評価アンケート等で、相談体制が適切に機能しているか定期的に体制を点検する。

(5) 相談等によって得た生徒個人の情報の対外的な取り扱いについては、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめにあった生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。その際謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の

支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

具体的な生徒や保護者への対応については、「信達中学校5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、教職員全員の共通理解の下、関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任もしくは生徒指導部に報告し、当該学年がいじめ・不登校対策委員会と情報を共有し、対応策を協議していく。その際、いじめを受けた生徒と保護者の意向も確認しながらいじめ・不登校対策委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無と状況の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめと判断された場合、管理職が泉南市教育委員会に報告し、対応策等を相談する。
- (4) いじめを受けた・いじめた生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等で直接会って、より丁寧に迅速に行う。
- (5) 事実確認の中で事象が犯罪行為として取り扱われるべきものといじめ・不登校対策委員会が判断したときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から泉南警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに泉南警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなどして、自尊感情を高めるよう留意する。
- (2) いじめを受けた生徒とその保護者には、必要な安全措置を講じ、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなどして安全を確保する。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる親しい友人や教職員、家族、地域の人などと連携し、いじめ・不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーなどとも連携する。体育祭や合唱コンクール、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として子どものパソコンや携帯情報端末等を第一義的に管理する保護者と連携し対応する。問題の箇所を確認し、いじめ・不登校対策委員会において対応を協議する。関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア

等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や泉南警察署等、外部機関と連携して対応する。悪質な場合は犯罪となり警察に検挙される。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」、「情報の発信者」として必要な知識を教科等での他にも携帯電話事業者等と連携して学習する機会を設ける。
- (4) 未然防止についても管理者である保護者にも保護者懇談会等を利用しネット危険を理解してもらう。家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し双方で指導を行う。インターネットのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流失するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。